

2021年度 岡山大学大学院法務研究科
法学既修者入試C日程 試験問題

民事法系（民法、民事訴訟法、商法）

<解答上の注意>

1. この問題冊子は、この表紙を含め5枚である。
2. 問題は、問題1～問題3までである（さらに小問がある）。配点は、問題1が80点、問題2が35点、問題3が35点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、3枚が配布されている。問題ごとに解答用紙1枚を使って解答すること。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「民事法系」と記入すること。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 六法は貸与品なので、折り曲げや書込みをしないこと。なお、書込み・汚損等がある場合は申し出ること。
8. 試験終了後、指示があるまで席を立たないこと。
9. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

【問題1】[事実] (1) から (5) を前提として、以下の [問1] および [問2] に答えなさい。解答の冒頭に「問題1」と記入すること。

(注意事項)

【問題1】の全てについて、「民法の一部を改正する法律」(平成29年法律第44号) および「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成29年法律第45号) による改正後の法律(改正法)の規律が妥当するものとして解答しなさい。

[事実]

- (1) 2020年10月1日の時点で、Aは、岡山市内に土地甲及び土地乙を所有しており、不動産登記簿上も、土地甲及び土地乙について、Aを所有者とする登記がなされていた。Aは、岡山市内の自宅にて、妻のBと2人で生活していた。また、AとBの間には一人っ子のCがいた。Aの子はCのみであり、Cは倉敷市内で一人暮らしをしている。
- (2) 同日、Cは、「A代理人C」と名乗って、Dとの間で、土地甲について、1000万円で売買する契約(本件売買契約①)を締結し、Dから売買代金1000万円の支払いを受けるとともに、本件売買契約①を原因とするAからDへの所有権移転登記がなされた。本件売買契約①が締結された時点でCは、土地甲について売買契約を締結する代理権を何ら有していなかったが、たまたまAから預かっていたAの実印をAに無断で使用してAの委任状を偽造する等して、本件売買契約①を締結し、AからDへの所有権移転登記を行ったのであった。また、このときDは、Cが本件売買契約①を締結する代理権を有していないことを知っていた。
- (3) 同年10月31日、Aが死亡し、BとCがAを相続した。なお、Aは生前、Cによって本件売買契約①が締結されたことを知らなかった。
- (4) 同年11月10日、Cが岡山市内にあるBの自宅を訪れた際に、ダイニングテーブルの上にBの実印と印鑑証明書が置いてあるのを見つけた。Cは、Bに無断でBの実印と印鑑証明書を持ち帰り、これらを用いて、Aの遺産である土地乙をCが単独で取得することを内容とする遺産分割協議書を偽造し、土地乙をCが単独で相続した旨の登記を行った。
- (5) 同年11月20日、Cは、Eとの間で、土地乙について、2000万円で売買する契約(本件売買契約②)を締結し、Eから売買代金2000万円の支払いを受けるとともに、本件売買契約②を原因とするCからEへの所有権移転登記がなされた。このときEは、[事実](4)の事情について、Cから何も聞かされていなかった。

[問1] (40点)

CはDに対して、土地甲に関するDへの所有権移転登記を抹消するよう請求したいと考えている。この請求の根拠を説明し、その当否を論じなさい。

[問2] (40点)

BがEに対して、土地乙に関するEへの所有権移転登記を抹消するよう請求することができるか否かについて、理由を付して説明しなさい。

《問題1 以上》

《次頁に続く》

【問題 2】 [問 1] および [問 2] に解答しなさい。なお、各問は独立した問題として検討しなさい。

解答は、**【問題 1】**を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題 2」と記入すること。

[問 1] (15 点)

「任意的訴訟担当」の概念について、具体例を一つ挙げて、説明しなさい。

[問 2] (20 点)

Xが、Yを被告として、ある土地（以下、「甲地」という）の所有権が自己に属する旨の確認を求める訴え（以下、「本訴」という）を管轄裁判所に提起した。本訴において、Xの請求を認容する判決（以下、「本訴判決」という）がなされ、本訴判決が確定した。その後、Yが、Xを被告として、甲地の所有権が自己に属する旨の確認を求める訴え（以下、「後訴」という）を管轄裁判所に提起した。後訴は、どのように処理されるべきであるか。論拠を示して説明しなさい。

《問題 2 以上》

《次頁に続く》

【問題3】 次の【問1】および【問2】に解答しなさい。

解答は、【問題1】【問題2】を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題3」と記入すること。

【問1】(10点) 下記の(1)及び(2)に簡潔に解答しなさい。

(1) 会社法が定款による株式の譲渡制限を認める趣旨は何か。

(2) Y株式会社の株主Xが、Y社株主総会決議取消しの訴えを提起した後、決議の日から3か月経過後に、新たな取消事由を追加主張することができるか。

【問2】(25点) 以下の文章を読んで(設問)に答えなさい。

P株式会社は、ソフトウェアの開発・販売等を業とする非公開会社であり、取締役会及び監査役を設置していない。P社の取締役は、A及びBの2名であり、Aが代表取締役、Bが主に技術部門の担当取締役である。

近年、会社の資金繰りに窮するようになったP社は、ゲームソフトの開発・販売の専門会社であるQ株式会社の新製品開発能力を獲得することを意図して、Q社の発行済株式全部の取得(以下「本件株式取得」という)を計画した。P社の資金繰りはかなり深刻であり、事態を放置すれば数年で倒産の危機にあった。Q社は近年ゲームソフトの開発において、次々と新製品の開発に成功しているところ、Aは、単なる技術提携よりも確実にQ社の技術を入手するために、Q社をP社の完全子会社化することを選択した。なお、Q社の発行済株式総数は500株であり、その全部を代表取締役Dが保有している。

本件株式取得に当たり、Aは、P社の従業員にQ社の技術力等を専門的見地から詳細に調査させた。調査報告によれば、Q社は現在、1年以内に実現見込みの極めて高い10個の新製品開発を進めており、将来1億円以上の収益が見込まれていた。次にP社は、R会計事務所にQ社の株式価格の評価を依頼し、1株10万円ないし15万円程度(総額5000万円ないし7500万円)である旨の情報を得た。その後P社のAとQ社のDとで数度に及ぶ交渉を経て、Bの同意のもと、最終的に、Dの意向も踏まえて、P社がDに8000万円を支払い、DからQ社株式500株を譲受ける旨の本件株式取得契約が締結された。

(設問) 本件株式取得契約の締結につき、Aに善管注意義務違反が認められるか。

《問題3 以上》
《民事法系問題 以上》

【出題意図】

民事訴訟法

[問1]

任意的訴訟担当についての理解を問う問題である。

[問2]

既判力の作用についての理解を問う問題である。

商法

[問1]

会社法の諸規定（その趣旨も含む）や判例の正確な理解を問う問題である。

[問2]

取締役の善管注意義務違反について、判例上用いられる経営判断原則の内容を問う問題である。